

UHEC 評価-避-A01  
2002 年 5 月 13 日制定  
2021 年 5 月 10 日改定

避 難 安 全 性 能 評 価  
申 請 要 領

株式会社 都市居住評価センター

# 目 次

1. 性能評価の対象
2. 申請・性能評価の手順
  - 1) 事前打合せ
  - 2) 仮申請
  - 3) 避難安全性能評価委員会（受付時）
  - 4) 性能評価手数料の納付
  - 5) 部会
  - 6) 避難安全性能評価委員会（報告時）
  - 7) 性能評価書の交付
  - 8) 大臣認定申請
  - 9) 最終保存図書の提出
3. 申請取り下げ及び審査中断について
4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて
  - 1) 事前相談
  - 2) 設計変更の性能評価についての補足
5. 審査期間
6. 性能評価手数料
7. 申請受付先及び問合せ先

別紙－(1)：避難安全性能評価申請に伴う事務手続きのフロー

別紙－(2)：避難安全性能を確かめることにより適用除外予定の  
避難関係規定一覧

## 1. 性能評価の対象

本要領は、以下の建築物の部位の避難安全性能評価における申請要領及び審査手順を示したものです。

- ① 建築基準法施行令第129条第1項の規定による、階避難安全性能を有する建築物
- ② 建築基準法施行令第129条の2第1項の規定による、全館避難安全性能を有する建築物

## 2. 申請・性能評価の手順（「別紙－(1) 避難安全性能評価申請に伴う事務手続きのフロー」参照）

### 1) 事前打合せ

性能評価案件については、株式会社 都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）の性能評価・試験事業部担当職員（以下「担当職員」という。）と事前に打合せ（事前打合せの日時予約要）を行い、以下の事項を明確にしてください。

- ① 避難安全性能評価の申請理由
- ② 避難安全性能に係る計画の概要

（適用除外となる避難関係規程一覧（別紙－(2)）参照、その他必要図面）

同時に、担当職員より、申請要領、申請図書作成要領及び手続き等のスケジュールの説明をいたします。

### 2) 仮申請

避難安全性能評価委員会（受付時）が開催される1週間前までに、以下の書類を性能評価・試験事業部に提出し、担当職員の確認を受けてください。（メールでも可）

- ① 性能評価申請書（※内容は仮でかまいません）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

同時に、担当職員より、今後の手続き・審査スケジュールの説明をいたします。

### 3) 避難安全性能評価委員会（受付時）

避難安全性能評価委員会は毎月1回（原則として第2週の金曜日）開催され、性能評価案件の申請受付（受付時）及び部会での審査結果報告に基づく審査（報告時）を行います。

申請者は、避難安全性能評価委員会（受付時）開催日前日の午前中までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 性能評価申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部, もしくはデータ
- ② 性能評価用提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部, 及びPDFデータ

なお、下記②の性能評価用提出図書については、「避難安全性能評価業務方法書」及び「避難安全性能評価 申請図書作成要領」を参照して下さい。

申請者には、避難安全性能評価委員会（受付時）に出席し、委員会説明用資料及びそのPDFデータにて、概要の説明を行っていただきます。

避難安全性能評価委員会（受付時）での質疑応答事項については、「指摘事項回答書」を使用し記載して下さい。

概要説明及び質疑応答後、案件の受付可否を決定いたします。

受付「可」の場合は、部会の設置に関する事項の審議後、受付「可」及び部会の開催日時について、担当職員よりメールにてお知らせいたします。また、受付「否」の場合は、その旨を連絡し、後日、性能評価申請受付ができない旨の「通知書」を発行し申請図書を返却いたします。

#### 4) 性能評価手数料の納付

性能評価手数料については、避難安全性能評価委員会（受付時）において受付「可」となりましたら、その請求書を送付いたしますので、支払期日（請求書記載）までにお振り込み下さい（性能評価手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を交付できないことがあります。）。

一度入金された性能評価手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。

#### 5) 部 会

部会では、申請者による評定案件の具体的な説明に基づき、詳細な検討が行われます。

部会開催の頻度・日程は案件の内容により定めます。

##### ① 第1回部会

避難安全性能評価委員会（受付時）での質疑応答をまとめた指摘事項回答書・追加検討資料（各3部）は、第1回部会開催日の開催時刻までに、担当職員に提出して下さい。

##### ② 第2回部会

第1回部会における質疑応答をまとめた指摘事項回答書及び追加検討資料（各3部）は、第2回の部会が開催される場合は第2回部会開催日の開催時刻までに、担当職員に提出して下さい。

##### ③ 第3回以降の部会

第3回以後の部会においても同様の要領で行います。

なお、追加検討資料の作成については「申請図書作成要領」を参照して下さい。

#### 6) 避難安全性能評価委員会（報告時）

申請者は、避難安全性能評価委員会（報告時）開催前日の午前中までに以下の図書を提出して下さい。

##### ① 報告委員会用提出図書・・・3部

※受付時の図書に、指摘事項回答書（委員会受付時、全ての部会）及び、追加検討資料（追加検討項目一覧表含む）を追加して下さい。

部会での審議が終了しますと、担当の委員は部会での審査結果をまとめ、避難安全性能評価委員会（報告時）において審査結果の報告を行います。そして、担当の委員の報告及び当委員会（報告時）での審議を基に「適合」、「適合(確認事項有り)」、「保留」、「不適合」の判定を行います。

判定区分は以下のとおりです。

「適合」・・・・・・・・・・審査終了

「適合(確認事項有り)」・・ 軽微な修正、追加検討事項についての確認を行った後、審査終了

「保留」・・・・・・・・・・再度、部会にて継続審査を行う

「不適合」・・・・・・・・・・審査を継続することが困難であるため、審査打ち切り

判定結果を基に、性能評価書の交付を行います。

避難安全性能評価委員会（報告時）での審査終了後、その結果を翌日までにメール等で連絡いたします。

「不適合」の場合には、性能評価をしない旨の通知書を交付いたします。

## 7) 性能評価書の交付

避難安全性能評価委員会（報告時）の審査結果が「適合」もしくは「適合(確認事項有り)」の場合、下記の要領で、性能評価・試験事業部より、性能評価書を交付いたします。

「適合」・・・結果通知後、1週間以内に性能評価書を交付

「適合(確認事項有り)」・・・確認事項の確認が終了後、1週間以内に性能評価書を交付

## 8) 最終保存図書の提出

申請者は、「最終保存図書作成要領」に従って、最終保存図書を作成し、性能評価書受領後2週間を目途に担当職員に提出して下さい。

- ・製本図書（申請者・設計者他用）・・・必要な部数 ※内容確認・押印後、返却いたします。
- ・図書データ（UHEC保管用）・・・同じ内容のPDFデータ

## 3. 申請取り下げ及び審査中断について

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「取り下げ届」を提出して下さい。

追加実験、図書の再検討を行うため、審査を2ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「審査中断届」を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、「審査再開依頼書」を提出して下さい。提出日より審査を再開いたします。

## 4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて

既に、UHECにおいて性能評価が終了している案件で、避難安全設計に変更が生じた場合の取扱いについては、確認申請先の特性行政庁または、確認検査機関にご相談ください。

大臣認定再取得の必要性ありと判断された場合、性能評価・試験事業部担当職員までご連絡ください。

### 1) 事前相談

設計変更の性能評価申請の取扱いにあたっては、担当職員と事前に打合せを行い、以下の事項を明確にして下さい。

- ① 追加・変更内容
- ② 追加・変更事項の検討内容

避難安全設計変更の性能評価は、原則として、案件名、申請者名、設計者名、建築物名、建設場所の記載内容に変更がないものについて適用いたします。

事前相談内容により、避難安全性能評価委員会・部会開催の可否を避難安全性能評価委員会の委員長及び前回性能評価時の担当の委員との打合せを行い、結果を連絡いたします。

### 2) 設計変更の性能評価についての補足

性能評価の申請が必要と判断された場合、変更の内容により手順が異なります。

#### ① 大幅な変更の場合について

設計変更の性能評価申請にあたって、変更内容が前回の性能評価内容と大幅に変更される案件については、避難安全性能評価委員会の委員長、担当の委員及び性能評価・試験事業部と協議の上、新規性能評価の申請とさせていただく場合があります。なお、変更は随時受け付けております。

## ②軽微な変更の場合について

設計変更性能評価とする場合で、軽微な変更の場合については、委員長・前回性能評価での担当委員の確認を経た上で、部会（評価員2名以上）にて審査を行うこととしております。性能評価手数料については、受付後（避難安全性能評価委員会（受付時）を経る場合は委員会後、経ない場合は随時）、請求書を送付いたしますので、支払期日（請求書記載）までにお振り込み下さい。

（手数料が振り込まれてない場合、性能評価書を交付できないことがあります。）

## 5. 審査期間

審査期間は、避難安全性能評価委員会（受付時）開催日から避難安全性能評価委員会（報告時）開催日までの期間とし、その期間は原則として1ヶ月間とし、2ヶ月間を限度とします。

## 6. 性能評価手数料

本性能評価の手数料は「建築基準法施行規則第11条の2の3」に基づいた「性能評価手数料」（UHEC ホームページ参照）に掲げる額といたします。

## 7. 申請受付先及び問合せ先

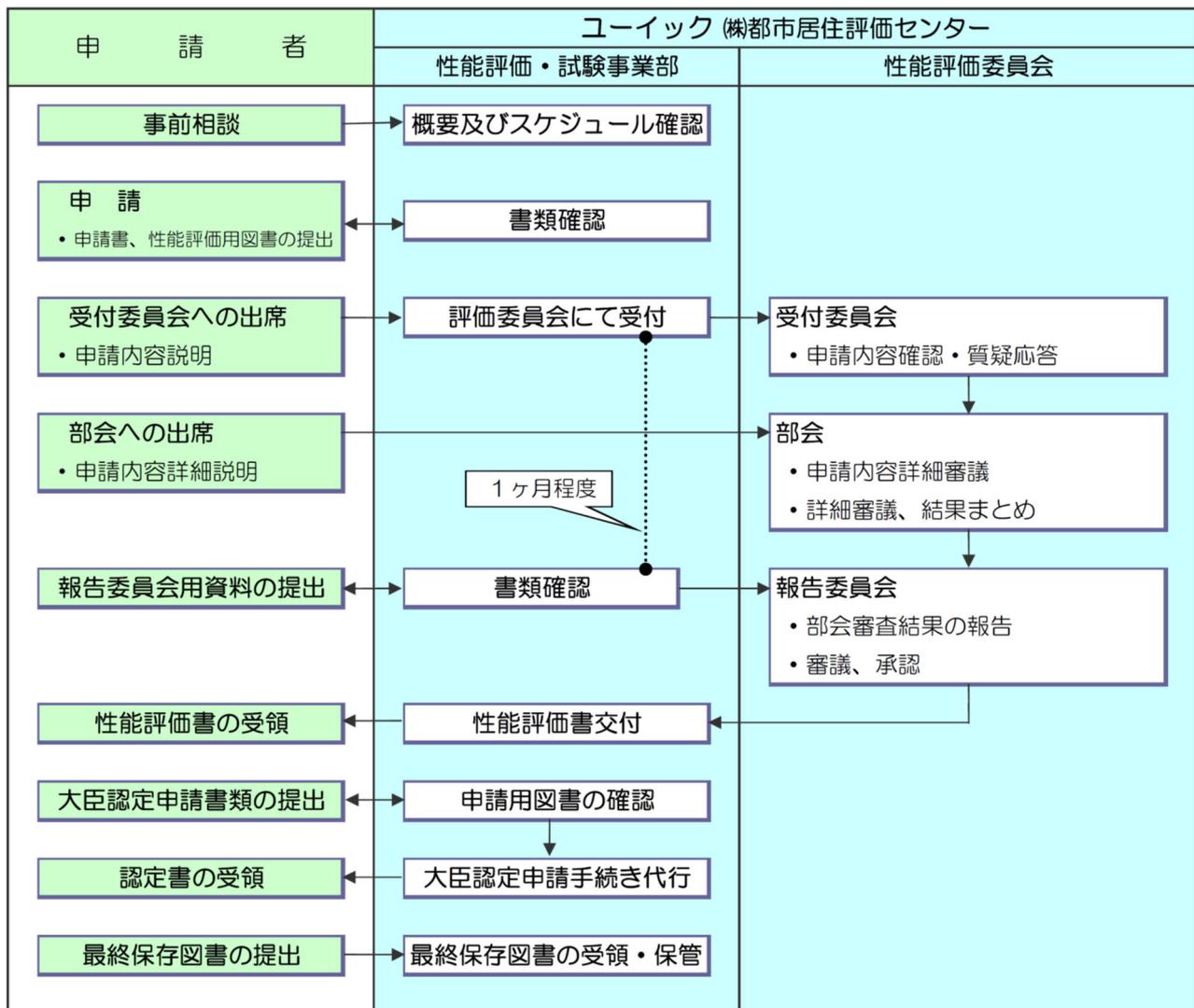
性能評価申請に関する受付及び申請手続き、審査要領等に関する問合せについては、以下までお願いいたします。

株式会社 都市居住評価センター 性能評価・試験事業部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館3階  
TEL 03-3504-2461 FAX 03-3595-0902

(改定履歴)

2002年	5月13日	制定
2002年	9月9日	改定
2003年	7月25日	改定
2004年	10月10日	改定
2006年	10月10日	改定
2007年	6月20日	改定
2008年	10月2日	改定
2016年	6月1日	改定
2021年	5月10日	改定

避難安全性能評価申請に伴う事務手続きのフロー



## 避難安全性能を確かめることにより適用除外予定の避難関係規定一覧

項目	条	項	概要	階避難 安全性能	全館避難 安全性能
防火区画	112	7	高層区画（11階以上の100㎡区画）	—	○
		11	堅穴区画	—	○
		18	異種用途区画	—	○
避難施設	119		廊下の幅	○	○
	120		直通階段までの歩行距離	○	○
	123	1	避難階段の構造 第一号 耐火構造の壁 第六号 防火設備	—	○
			2	屋外避難階段の構造 第二号 防火設備	—
		3	特別避難階段の構造 第一号 付室の設置 第二号 付室の排煙設備 第十二号 付室などの面積	○	○
			第三号 耐火構造の壁	—	○
			第十号 防火設備	○*	○
		124	1	物品販売業を営む店舗における 避難階段等の幅 第一号 避難階段等の幅	—
	第二号 階段への出口等			○	○
	屋外への 出口	125	1	屋外への出口までの歩行距離	—
3			物品販売業を営む店舗における 屋外への出口幅	—	○
排煙設備	126 - 2		排煙設備の設置	○	○
	126 - 3		排煙設備の構造	○	○
内装制限	128 - 5		特殊建築物の内装（第2, 6, 7項及び 階段に係る規定を除く） 自動車車庫、調理室等	○	○

\*：屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る

重複距離（令120条の3）、非常用エレベータの設置及び構造（令129条の13の3）に関する部分は適用除外にできませんのでご注意ください。